

ごかの お知らせ

No.534

役場の代表電話は☎(84)1111です

！ おしらせ

プレミアム付商品券の 使用は3月31日までです

プレミアム付商品券をお持ちの方は、3月31日(火)までに使用してください。

- ・プレミアム付商品券使用店舗は、購入引換券に同封したお知らせをご覧ください。
- ・使用期間を過ぎた後、商品券は利用できませんので、早めに商品券を使用してください。
- ・商品券の払い戻しはできませんのでご注意ください。

お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)

所得の確定申告は 3月16日までです

令和元年中の所得における確定申告の期日は3月16日(月)までです。まだ申告していない方は、期日内に申告してください。

○所得税の申告が必要な方

- ・令和元年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
- ・給与を1か所から受け、退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2か所以上から受けている方
- ・事業所得や不動産所得などがある方で、令和元年中の各種所得の合計額が所得控除の合計額を超える方

○町県民税の申告が必要な方

- ・令和2年1月1日現在、本町に住民登録がある方で、次に該当する方。
- ・所得税の申告は不要だが、事業所得(農業所得を含む)や不動産所得がある方
- ・令和元年中の所得が無く、税法上、扶養にとられていない方(所得が無い旨の申告が必要。)

○無申告によって起きる問題

- ・申告義務者が申告せず、後に

所得等が判明すると、遡って課税され、加算税がかかる場合があります。

- ・前年所得を算定の基礎とする税(町県民税、国民健康保険税等)の正確な課税ができません。

- ・所得証明書等の交付ができないため、様々な手続きに支障をきたします。
- ・所得判定を要する様々な行政サービスが受けられません。

※所得の申告は義務付けられており、無申告である場合の不利益は本人だけでなく、家族(世帯員)へも及ぶ可能性があります。必ず所得の申告をしてください。

お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

乳がん・子宮頸がん集団検診追加申込みのお知らせ

受診を希望される方は、受付期間中(3月2日(月)～6日(金))に健康福祉課までご連絡ください。

検診日の1週間前に婦人科検診票を郵送しますので、検診日等内容を確認してください。

※しこり等の自覚症状がある方

は、早めに医療機関にて受診してください。

○検診日時 3月14日(土)

- ・乳がんのみ
午前10時～午前10時30分
- ・乳がん、子宮頸がん
午後0時30分～午後1時

お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室
☎(84)0006 (直通)

令和2年産米の生産数量目標に相当する数値のお知らせ

五霞町の生産数量目標に相当する数値については、2,727トンが茨城県から配分されました。

これに基づき、農家のみなさんへの配分予定面積は、水稲作付率57%、新規需要米等生産目標(転作目標)は43%を面積に換算して配分します。

五霞町は、主食用米の生産が過剰になっています。

主食用米の在庫が積み上がると米価は下落する傾向ですのので、引き続き、主食用米から飼料用米への転換等、需要に応じた生産にご協力をお願いします。

お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)